

じてんしゃ するーる まも
 自転車の ルールを 守らないと

かね はら
お金を 払わないと いけません



ねん がつ にち じてんしゃ こうつう するーる まも
 2026年4月1日から 自転車で交通ルールを 守らないと
 かね はんそくきん はら
お金(反則金)を払わなければなりません。

さいいじょう ひと じてんしゃ するーる
 16歳以上の人からです。自転車の ルールは とても
 おお まも
 多いです。ぜんぶ 守ってください!



してはいけないこと(例)

すまーとふぉん み
 スマートフォンを見ながら
 じてんしゃ の
 自転車に乗ること

¥12,000



な ふみきり
 鳴っている踏切を
 わた
 渡ること

¥7,000



あかしんごう まも
 赤信号を守らずに
 すす
 進むこと

¥6,000



どうろ みぎがわ
 道路の右側を
 はし
 走ること

¥6,000



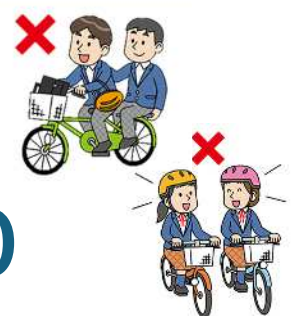
と
 「止まれ」のしるしで
 と
 止まらないこと

¥5,000



ふたりの
 二人乗り・
 なら はし
 並んで走ること

¥3,000





じてんしゃ する 自転車のルールを まも 守りましょう!

!^{じてんしゃ} 自転車は ^{しゃどう} 車道(車が通る道)の ^{ひだりがわ} 左側を走ります

^{じてんしゃ} 自転車は ^{くるま} 車です。 ^{しゃどう} 車道の ^{ひだりがわ} 左側を ^{はし} 走らなければなりません。

ただし ^{つぎ} 次の場合は ^{じてんしゃ} 自転車で ^{ほどう} 歩道(人が歩く道)を ^{はし} 走ることができます。



^{ひょうしき} このしるし(標識)があるとき



^{さい} 13歳になるまでの子どもや ^こ ^{さいいじょう} 70歳以上の人、 ^{ひとからだ} 体の不自由な ^{ひと} 人が ^{うんてん} 運転して ^{いる} とき



^{どうろ} 道路の ^{こうじ} 工事をしているときや ^{くるま} 車が ^{とど} 止まっていて ^{とほ} 通れないとき、 ^{しゃどう} 車道を通るのが ^{あぶ} 危険なときなど

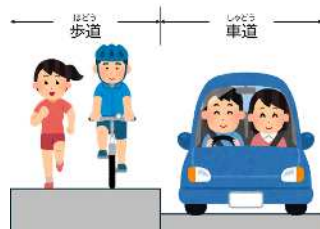


ちゅうい 注意!

^{ほどう} 歩道を ^{はし} 走るときは ^{ある} 歩いている ^{ひと} 人に ^き 気をつけましょう!

^{ほどう} 歩道を ^{ある} 歩いている ^{ひと} 人が ^{あんぜん} 安全に ^{ある} 歩くために ^と とても ^{とほ} ゆっくりと ^{とほ} 通らしましょう。

^{ある} 歩いている ^{ひと} 人に ^{べる} ベルを ^な 鳴らしては ^い けません。



!^と 「止まれ(STOP)」では ^と 止まりましょう



このしるし(標識)は ^と 「止まれ(STOP)」と ^か 書いてあります。 ^{じてんしゃ} 自転車も ^と 止まらなければ

なりません。 ^{また} また ^{このしるし} このしるしが ^{なく} なくても ^{まえ} 前や ^{よこ} 横が ^み 見えにくいところでは ^と すぐに止まれる

^{すびーど} スピードで ^{すす} ゆっくり ^{すす} 進みましょう。

!^{へるめつと} ヘルメットを ^か ぶりましょう

^{じてんしゃ} 自転車の ^{じこ} 事故で ^し 死んだ ^{ひと} 人の ^{おお} 多くは ^{あたま} 頭に ^{じてんしゃ} けがを ^の しています。 ^{じてんしゃ} 自転車に ^の 乗るときは

^{かなら} かならず ^{へるめつと} ヘルメットを ^か ぶりましょう。 ^{じてんしゃ} 自転車に ^こ 子どもを ^の 乗せる ^こ ときは ^こ 子どもにも

^{へるめつと} ヘルメットを ^か ぶせる ^よ ように ^し しましょう。



!^{さけ} お酒を ^の 飲んで ^{じてんしゃ} 自転車に ^の 乗っては ^い けません

^{さけ} お酒を ^の 飲んで ^{じてんしゃ} 自転車に ^の 乗ることは ^{おお} とても ^{はんざい} 大きな ^{はんざい} 犯罪です。

^{じてんしゃ} 自転車に ^の 乗る ^{ひと} 人に ^{さけ} お酒を ^の 飲ませること、 ^{さけ} お酒を ^の 飲んだ ^{ひと} 人に ^{じてんしゃ} 自転車 ^か を ^か 貸すこと、

^{さけ} お酒を ^の 飲んだ ^{ひと} 人の ^{じてんしゃ} 自転車に ^の 乗る ^こ ことも ^し しては ^い けません。

